

平成24年第3回嬉野市議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成24年9月3日					
招 集 場 所	嬉野市議会議場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開議	平成24年9月28日 午前10時00分			副議長 田 口 好 秋	
	閉会	平成24年9月28日 午前11時21分			副議長 田 口 好 秋	
応（不応）招 議員及び出席 並びに欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
	1番	辻 浩 一	出	10番	副 島 孝 裕	出
	2番	山 口 忠 孝	出	11番	田 中 政 司	出
	3番	田 中 平 一 郎	出	12番	織 田 菊 男	出
	4番	山 下 芳 郎	出	13番	神 近 勝 彦	出
	5番	山 口 政 人	出	14番	田 口 好 秋	出
	6番	小 田 寛 之	出	15番	西 村 信 夫	出
	7番	大 島 恒 典	出	16番	平 野 昭 義	出
	8番	梶 原 睦 也	出	17番	山 口 要	出
	9番	園 田 浩 之	出	18番	太 田 重 喜	欠

地方自治法 第121条の規定 により説明の ため議会に出席 した者の職氏名	市長	谷口 太一郎	地域づくり・結婚支援課長	
	副市長	中島 庸二	福祉課長	
	教育長	杉崎 士郎	健康づくり課長	
	総務部長	中島 直宏	農林課長	中島 憲郎
	企画部長	松尾 保幸	学校教育課長	神近 博彦
	健康福祉部長	江口 常雄	収納課長	
	産業振興部長	一ノ瀬 真	税務課長	池田 英信
	建設部長	松尾 龍則	観光商工課長	山口 健一郎
	教育部長 教育総務課長兼務	中島 文二郎	健康福祉課長	
	会計管理者	三根 清和	茶業振興課長	宮崎 繁利
	総務課長	永江 邦弘	建設・新幹線課長	中尾 嘉伸
	財政課長	筒井 保	環境下水道課長	土田 辰良
	市民課長	井上 親司	水道課長	
	企画企業誘致課長	井上 嘉徳	農業委員会事務局長	
本会議に職務 のため出席した 者の職氏名	議会事務局長	坂本 健二		

平成24年第3回嬉野市議会定例会議事日程

平成24年9月28日（金）

本会議第9日目

午前10時 開議

- 日程第1 決算認定について
- 議案第55号 平成23年度嬉野市一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第56号 平成23年度嬉野市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第57号 平成23年度嬉野市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第58号 平成23年度嬉野市農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第59号 平成23年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第60号 平成23年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第61号 平成23年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第62号 平成23年度嬉野市嬉野温泉公衆浴場施設特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第63号 平成23年度嬉野市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について
- 日程第2 発議第7号 北朝鮮による日本人拉致被害者の救出を求める意見書について
- 日程第3 委員長報告
- 追加日程
- 第1 発議第8号 地方財政の充実・強化を求める意見書について
- 追加日程
- 第2 発議第9号 教育予算の拡充を求める意見書について
- 日程第4 議員派遣について
- 日程第5 閉会中の付託事件について

午前10時 開議

○副議長（田口好秋君）

皆さんおはようございます。9月定例会も本日が最終日でございます。

本日は議長が欠席であります。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 決算認定を議題といたします。

議案第55号 平成23年度嬉野市一般会計歳入歳出決算認定についてから議案第63号 平成23年度嬉野市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定についてまでの9件につきましては、本定例会において決算特別委員会に付託し、審査をお願いしておりましたので、その結果について委員長に報告を求めます。神近勝彦決算特別委員長。（「暫時休憩」と呼ぶ者あり）
暫時休憩します。

午前10時1分 休憩

午前10時2分 再開

○副議長（田口好秋君）

再開します。

神近勝彦決算特別委員長。

○決算特別委員長（神近勝彦君）

皆さんおはようございます。

それでは、決算特別委員会の審査報告を行いたいと思います。

本特別委員会に付託された議案第55号 平成23年度嬉野市一般会計歳入歳出決算認定について、議案第56号 平成23年度嬉野市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第57号 平成23年度嬉野市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第58号 平成23年度嬉野市農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について、議案第59号 平成23年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計歳入歳出決算認定について、議案第60号 平成23年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計歳入歳出決算認定について、議案第61号 平成23年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計歳入歳出決算認定について、議案第62号 平成23年度嬉野市嬉野温泉公衆浴場施設特別会計歳入歳出決算認定について、議案第63号 平成23年度嬉野市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定については、審査の結果、次の意見をつけて認定すべきものと決定したので、会議規則第100条の規定により報告いたします。

審査日、平成24年9月21日から28日まで。

審査結果、議案第55号から議案第62号までは認定すべきものとする。議案第63号の剰余金の処分については、可決すべきものとし、決算については認定すべきものとする。

続きまして、審査の総合意見でございます。

平成23年度の本市の基幹産業である農業や観光は、依然として厳しい状況にある。茶業については、全国茶品評会において、茶業関係者の並々ならぬ努力によって3年連続の産地賞

並びに個人の農林水産大臣賞を受賞された。しかしながら、リーフ茶の消費は低下の一途をたどり、茶取引価格の低迷が続いている。

嬉野温泉への入り込み観光客は、昨年3月11日に発生した東日本大震災によって東北地方への観光客が九州地方へ流れてきた影響もあり、平成22年度よりは若干増加しています。しかし、行政による観光客誘致に向けた施策や観光関係者による誘致活動などの取り組みを行っているものの、観光客回復の兆候はまだ見えない状況にあります。

議会においては、平成23年度嬉野市一般会計歳入歳出決算の審査及び平成23年度特別会計（7件）の歳入歳出決算の審査、平成23年度水道事業会計剰余金の処分及び決算の審査については、決算書及び決算資料を踏まえ、審査日程の中で各担当課の説明を受けながら、詳細な事情聴取を行いました。

一般会計の歳入につきましては、国内全体の需要は顕著に推移し、景気は緩やかな回復状況も見え、本市における市民税並びに固定資産税の調定額は、平成22年度と比較すると若干の増加となっております。また、徴収率も市民税で0.48%、固定資産税で0.19%の改善が見られます。しかし、一般会計の自主財源の歳入総額に占める比率は32.9%と厳しい財政運営状況に変わりはありません。

また、過年度分の不納欠損処分については、企業の破産などによって固定資産税に係る分が大幅に増加をいたしまして、不納欠損処分は納税者に不公平感を抱かせ、納税意欲の低下にもつながるため、早期に個々の状況を把握し、実情に合った対応によって納税意欲の向上と徴収率向上に努めることが今後も求められます。

歳出におきましては、大型事業の土木費や土地購入による商工費、子ども手当等の民生費が増加しています。また、派遣職員から嘱託職員へ変更したため人件費は大きな増加となりました。

国民健康保険特別会計については、歳入は昨年同様、翌年度繰り上げ充用が行われました。運営につきましては、団塊の世代の退職に伴う国民健康保険への移行による低所得者の急増や農業者並びに個人経営者の減少など、世代構成の逆転が起こっております。その結果、課税の調定額は前年度よりも増加傾向にあるものの、医療費の増加が大きく、健全運営に向けての抜本的な改革が必要となっております。

徴収率につきましては、市税と連携した収納対策によって、現年度の徴収率は平成22年度より1.27%向上しております。しかしながら、依然として収入未済額は大きく、さらなる徴収努力が望まれます。

嬉野温泉公衆浴場施設特別会計につきましては、第二笹屋跡地購入によりまして、利用者の増加が図られました。しかしながら、運営を維持するために一般会計から平成23年度は1,461万7,000円繰り入れられております。今後もさらなる利用者増に向け、PRに努める必要があります。

他の特別会計並びに水道事業会計剰余金の処分及び決算については、おおむね良好な運営がなされておりました。

全体的には各担当課とも行財政改革大綱に沿って健全運営に努められていることを確認し、審査結果といたしました。

次に、各課への指摘事項を記載しておりますので、御報告申し上げます。

市民課。1、雑入においての地図売り払いにつきましては、平成22、23年度において当初予算より半額以下の金額になっております。平成24年度では実績に近い予算計上ではありますが、金額的に少額でもあり、科目存置でもよいのではないかと考えます。

2、住基カードにつきましては、登録者が伸び悩んでいる状況であります。高齢者の身分確認や確定申告時の煩雑さを解消するためにも加入を促進していくべきと考えます。

3、窓口業務における各種申請のための機器がふえてきています。業務を遅滞なく進めていく上で、機器の更新に当たっては、耐用年数や消耗度などを考えて計画を立て更新していくべきと考えます。

総務課。1、条例等の制定、改廃については、議員も知るところではございますが、規則、告示の改正が年間を通じて非常に多い状況にあります。決算時において議会に報告ができないか、検討を望みます。

財政課。1、高速インター駐車場については、毎年収入が伸びている現状であります。さらなる利用者をふやすため、利便性向上に努めることを望みます。

2、給食センター跡地の不動産鑑定及び測量業務は、売却を前提として行うものであり、流用ではなく補正予算で対応すべきであったと考えます。

3、みゆき公園内の茶畑に関しましては、現在管理がなされていない状況であります。維持管理費を考慮すれば、無償貸与等も検討すべきと考えます。

4、市内における公共施設はふえ続けております。施設管理の煩雑さや市民に対する窓口の利便性等を考慮すると、新たに管財課を設置することを望みます。

税務課、収納課。1、市税の徴収率は、収納課ができたことにより向上しています。今後とも、さらなる徴収努力を期待いたします。

2、備品購入におきましては、競争入札を行うことにより価格が抑えられている状況にあり、今後とも備品購入のあり方に関しましては指名競争入札を積極的に取り入れていくべきと考えます。

企画企業誘致課。1、嬉野パワーアップ事業については、平成23年度だけの事業であり、事業効果の判断については難しいと思われまますので、複数年度で事業を行い、検証が必要であると思えます。また、単発的な事業を行う際は、次の事業の判断材料として検証をしておく必要があると考えております。

2、地域公共交通活性化事業（乗り合いタクシー）につきましては、現在、国の事業で進

められておりますが、各地区の実情に合った形態となるよう、地域づくり課とも連携して条件整備を進めていくべきと考えます。

3、市報制作については、プロポーザル方式ではなく、指名競争入札を取り入れるべきと考えます。

地域づくり・結婚支援課。1、市内の公共施設については老朽化が進んでいる状況であります。今後の財政負担を考えたとき、各施設の廃止や再編、継続について協議をしていく時期に来ているものと考えます。

2、電動車椅子が購入され、バリアフリースペースセンターに無償貸与されているが、利用率が非常に悪い状態です。今後の有効活用については、社協とも協議をして利用促進に努めるべきであると思います。

3、和泉式部短歌大会におきましては、市内小・中学校の生徒の投稿も多い状況ですが、学校によっては取り組み姿勢にばらつきがございます。教育の一環として市内小・中学校へ依頼すべきではないかと考えます。

健康づくり課、健康福祉課。1、検診率が遅々として向上しない中で、検診事業や予防接種事業を充実し、市民の健康意識の向上と健康管理に努め、健診率、受診率の向上を図り、医療費の削減に結びつく施策が必要と考えます。また、肺炎球菌ワクチン接種事業やピロリ菌検査等のような本市独自の健康予防施策の積極的展開及び財政措置が必要ではないかと考えます。

2、平成23年度から歯周病検診の制度が開始されたが、受診が少ない。このことに関しましては歯科医師会等との検討を加えながら、対象者に対し周知徹底を図るべきと思います。

3、自殺対策緊急強化基金事業につきましては、参加者の意見を聞く中で、講師選定についての不評が聞かれました。県の満額補助事業とはいえ、講師選定につきましては慎重な対応をすべきであると考えます。

4、食の自立支援事業につきましては、年々利用者の減少が見られ、配食枠に余裕がある中、独居老人の見守り効果も考えますと、今後は利用者の拡大に努めるべきと考えます。

福祉課、健康福祉課。1、福祉センターの修繕の一部については、昨年引き続き予備費から充用しております。本来、点検等をする中で、前もって予算措置を講じておくべきと考えます。

2、福祉タクシー券について、昨年も指摘をしましたが、平成23年度も不用額が発生しております。改めて事業のあり方について再検討を求めます。

3、ふれあいのまちづくり事業及びボランティアセンター事業につきましては、昨年も指摘しましたが、事業の一元化を含め補助金の見直しをすべきでございます。

4、地域子育て支援拠点事業につきましては、よいこあつまれの事業が拡充される中で、赤ちゃん広場とよいこの広場につきましては、よいこあつまれの事業に統合を図るべきでは

ないかと考えます。

5、高齢化が進む中、老人クラブへの加入者が減少しております。加入促進に向けて、老人クラブとの連携を図るべきであります。

6、生活保護について、未申告による収入未済が発生しております。防止策として民生委員との連携を図る必要があり、加えて生活保護者の減少に向け、就労支援事業の拡充が必要であると考えます。

学校教育課。1、奨学資金貸付金につきましては、601万4,400円の収入未済になっております。奨学資金貸与条例施行規則の中で連帯保証人が定められているにもかかわらず、その機能が果たされておられません。このことについては早急な対策を講じるべきであります。

2、全国的にいじめ問題から自殺へと結びついている状況の中で、本市においても不登校者32名となっております。不登校の要因究明や支援等を含め、スクールソーシャルワーカーの充実を図る必要があります。

3、校長先生の知恵袋事業については、増額され、それぞれの学校におきましても創意工夫の事業が計画されております。今後におきまして、今以上の拡充対応が必要と考えます。

4、給食費滞納者に対する件に関しましては、昨年も指摘をいたしましたが、いまだ督促を行うことで終わっております。弁護士、裁判費用として計上している中で、早急な対応を求めます。

農林課。1、うれしの産うまかもん給食支援事業につきましては、目的である農業に対する理解醸成を図られているかについては、不十分と思われる。食材への感謝の気持ちを育む事業として、今後は内容について検討すべきと考えます。

2、うれしのブランド野菜づくり事業につきましては、ブロッコリー苗の補助であるが、会員数もふえ、実績も上がっておりますので、積極的な取り組みを望みます。

3、農業用施設整備事業につきましては、行政区単位での申請書提出という形になっており、行政区においては大小があるので、不公平がないような取り組みを今後も求めます。

4、広川原キャンプ場につきましては、学習塾の合宿等にも利用されており、今後は観光商工課との連携等を図りながら多方面へのさらなるPRを推進し、利用者増となるような努力が必要であります。

5、ふれあいセンターにつきましては、耐用年数経過後（平成25年度）は地元の方との協議の上、払い下げを含め、有効活用できるよう検討すべきと考えます。

茶業振興課。1、きらっと輝くうれしの茶あきない事業についての事業は行われておりますが、事務局体制が不十分なためにその事業に対する検証が十分になされていない。今後、このような事業を行う場合は検証を十分行える組織体制が必要であります。

2、嬉茶楽館は、指定管理者制度により土日開館がなされ、茶染め体験やお茶の入れ方教室等も開催され、利用者等もふえ、評価をいたします。今後は、嬉野紅茶の品質を高め、ブ

ランド化を進めるためにも必要な施設の充実を検討すべきと考えます。

観光商工課。1、シーボルトの湯及びシーボルトのあし湯の駐車場として第二笹屋跡地と花月跡地を購入したことにより、入客数の増加が顕著であります。今後もよりよい方向での周辺整備を望みます。

2、平成23年度から湯の町音楽祭歌唱コンクールが開催されておりますが、参加者が減少しており、チケット販売も苦慮されている現状を見れば、今後の見直しが必要であると思えます。

3、灯創出事業につきましては、湯遊広場、湯宿広場、中川通りにおいて実施されましたが、今後は点灯の時期、設置場所等を検討し、周辺部（商店街）を巻き込んだ形で実施すべきであります。

4、観光PR事業に関しましては、成果、効果等の検証がなされていないものもあります。今後の観光施策を計画するためには、事業後の十分な検証が必要であると考えます。

環境下水道課。1、杵藤ごみ処理センター運営費につきましては、3月に減額補正がなされておられません。この運営費につきましては、昨年と同様でありますので、予想ができたはずであります。今後の処理については注意が必要と思えます。

建設・新幹線課。1、昨年も指摘しておりましたかぶり木伐採につきましては、本年も施行されております。今後のことも考え、市のかぶり木伐採につきましては基準の明文化を求めます。

2、新幹線嬉野温泉駅ユニバーサルデザイン計画策定業務につきましては、報告書が策定されておりますが、日本一の駅舎を目指して、今後有効な活用を求めます。

国民健康保険。1、平成23年度の決算においても1億3,361万円と2年続けての赤字計上であり、そのために翌年度において繰り上げ充用がなされております。今後においても好転する見込みがない中、このような事態を避けるためにも早急に国保運営審議会を開催し、検討を図るべきではないかと考えます。

2、依然として医療費の向上がとまりません。医療費抑制の手段としてプロジェクトチームなりを結成して対策を講じるべきと思えます。

農業集落排水、公共下水道。1、健全な運営を行うためには、接続率を上げることが不可欠であり、接続率向上のためのPR活動にさらなる努力が必要であると考えます。

2、農業集落排水においては、接続率が100%になっても現在の使用料金においては維持管理費の60から70%分でしかありませんので、今後、使用料につきましては検討が必要であると考えます。

3、汚水処理整備構想が平成24年度中に策定されますので、今後は未整備地区についての対応を早急に示すべきであります。

嬉野市嬉野都市計画事業第七土地区画、第八土地区画整理事業費。1、第七、第八につき

ましては、保留地処分についてさらなる販売促進に努力をされたい。

水道事業。1、ペットボトル事業につきましては、今年度黒字となったものの、職員の配置、業務量等を考えれば見直しの時期に来ているのではないかと考えます。

2、水道料の滞納者につきましては、増加しており、徴収率のアップのため早目の対応が必要であります。

最後に、昨年の決算において指摘した事項が改善されていない案件も見受けられますので、真摯に取り組まれることを強く望むものであります。

すみません。4ページの④は、申しわけございません、福祉課所管ですので、後ほど福祉課のほうの項目に入れさせていただきます。

以上、平成23年度嬉野市一般会計歳入歳出決算認定から平成23年度嬉野市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定につきまして御報告申し上げます。

○副議長（田口好秋君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

初めに、議案第55号 平成23年度嬉野市一般会計歳入歳出決算認定について、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第55号の質疑を終わります。

次に、議案第56号 平成23年度嬉野市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第56号の質疑を終わります。

次に、議案第57号 平成23年度嬉野市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第57号の質疑を終わります。

次に、議案第58号 平成23年度嬉野市農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第58号の質疑を終わります。

次に、議案第59号 平成23年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第59号の質疑を終わります。

次に、議案第60号 平成23年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別

会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第60号の質疑を終わります。

次に、議案第61号 平成23年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第61号の質疑を終わります。

次に、議案第62号 平成23年度嬉野市嬉野温泉公衆浴場施設特別会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第62号の質疑を終わります。

次に、議案第63号 平成23年度嬉野市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第63号の質疑を終わります。

お諮りします。ただいまから決算認定の採決に入りますが、副島議員から監査委員としての立場から決算認定の採決は放棄したいとの旨の申し出がありました。これを承認したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

〔副島孝裕議員 退席〕

それでは、これから議案第55号 平成23年度嬉野市一般会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第55号について採決します。この決算に対する委員長報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに賛否の投票を求めます。賛成の方は賛成を、反対の方は反対の投票をしてください。

〔押しボタン式投票〕

投票漏れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

投票漏れなしと認めます。投票を締め切ります。

賛成全員であります。したがって、議案第55号 平成23年度嬉野市一般会計歳入歳出決算認定については委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第56号 平成23年度嬉野市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第56号について採決いたします。この決算に対する委員長の報告は認定とするものであり、委員長報告のとおり認定することについて賛否の投票を求めます。賛成の方は賛成、反対の方は反対の投票をしてください。

〔押しボタン式投票〕

投票漏れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

投票を締め切ります。

賛成全員であります。したがって、議案第56号 平成23年度嬉野市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第57号 平成23年度嬉野市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第57号について採決します。この決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することについて賛否の投票を求めます。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。

賛成全員であります。したがって、議案第57号 平成23年度嬉野市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第58号 平成23年度嬉野市農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第58号について採決します。この決算に対する委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することについて賛否の投票を求めます。

〔押しボタン式投票〕

投票漏れなしと認めます。締め切ります。

賛成者全員であります。したがって、議案第58号 平成23年度嬉野市農業集落排水特別会計特別会計歳入歳出決算認定については委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第59号 平成23年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第59号について採決します。この決算に対する委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することについて賛否の投票を求めます。

〔押しボタン式投票〕

投票漏れなしと認めます。投票を締め切ります。

賛成全員であります。したがって、議案第59号 平成23年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計歳入歳出決算認定については委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第60号 平成23年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第60号について採決します。この決算に対する委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することについて賛否の投票を求めます。

〔押しボタン式投票〕

投票漏れなしと認めます。投票を締め切ります。

賛成全員であります。したがって、議案第60号 平成23年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計歳入歳出決算認定については委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第61号 平成23年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第61号について採決します。この決算に対する委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することについて賛否の投票を求めます。

〔押しボタン式投票〕

投票漏れなしと認めます。投票を締め切ります。

賛成全員であります。したがって、議案第61号 平成23年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計歳入歳出決算認定については委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第62号 平成23年度嬉野市嬉野温泉公衆浴場施設特別会計歳入歳出決算認定に

ついて討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第62号について採決します。この決算に対する委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定とすることについて賛否の投票を求めます。

〔押しボタン式投票〕

投票漏れなしと認めます。投票を締め切ります。

賛成全員であります。したがって、議案第62号 平成23年度嬉野市嬉野温泉公衆浴場施設特別会計歳入歳出決算認定については委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第63号 平成23年度嬉野市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第63号について採決します。この決算に対する委員長の報告は、剰余金の処分は議案のとおり可決し、決算は認定とするものであります。委員長報告のとおり可決、認定することについて賛否の投票を求めます。

〔押しボタン式投票〕

投票漏れなしと認めます。投票を締め切ります。

賛成全員であります。したがって、議案第63号 平成23年度嬉野市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定については委員長報告のとおり決定いたしました。

暫時休憩します。

午前10時45分 休憩

午前10時46分 再開

○副議長（田口好秋君）

再開します。

日程第2．発議第7号 北朝鮮による日本人拉致被害者の救出を求める意見書についてを議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。提案者、小田寛之議員。

○6番（小田寛之君）

発議第7号 北朝鮮による日本人拉致被害者の救出を求める意見書について。

このことについて、別紙のとおり地方自治法第112条及び嬉野市議会会議規則第13条第1項の規定により提出いたします。

提出者、私、小田寛之、賛成者といたしまして、田中政司議員、大島恒典議員でございます。

理由といたしまして、全ての拉致被害者を早急に救出することを国に求めるためでございます。

意見書案を朗読させていただきます。

北朝鮮による日本人拉致被害者の救出を求める意見書（案）

平成14年、北朝鮮は日本人の拉致を認め5人の被害者を帰国させた。しかし、それ以降は5人の拉致被害者の家族の帰還以外は全くの進展は無い。

北朝鮮の地で我が国からの救いの手を待っている被害者のみなさんの苦しみと日本で帰りを待つ被害者家族の苦痛は筆舌に尽くし難く、あれから10年の月日が経過した。

政府は現在17人を北朝鮮による拉致被害者として認定しているが、それ以外に、いわゆる特定失踪者を含む多くの未認定被害者が存在する。このことは政府も認めている事実である。

平成18年以降、政府は首相を本部長とする対策本部を作り、担当大臣を任命して被害者救出に取り組んでいるが、いまだに具体的な成果をあげることができていない。

昨年末、北朝鮮の指導者であった金正日氏が死亡し、金正恩氏が新たな指導者として登場した。日本は北朝鮮に対し強い圧力をかけ、実質的な交渉に引き出さなければならない。一方で、北朝鮮国内の政局の不安定さも指摘されるなか、国内の混乱自体が発生し、拉致被害者の安全が脅かされる危険性も出てきた。

拉致問題は我が国に対する重大な主権侵害であり、かつ、許しがたい人権侵害であることは言うまでも無い。政府は全精力を傾けて全ての拉致被害者を早急に救出するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先といたしまして、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、外務大臣、拉致問題担当大臣であります。

○副議長（田口好秋君）

これで提案理由の朗読を終わります。

それでは、発議第7号について質疑を行います。質疑ありませんか。梶原議員。

○8番（梶原睦也君）

全体的に私もこの件に関しては賛成なんですけれども、1点だけ、中ほどのところに「日本は北朝鮮に対し強い圧力をかけ」という部分で、この圧力と対話というのが外交には必要だと思うんですけれども、対話の部分についてはどういうふうにお考えだったのか、圧力だけでいこうということなのかどうか、お伺いいたします。

○副議長（田口好秋君）

小田議員。

○6番（小田寛之君）

確かに、御質問のとおり対話というのは必要だと思います。今までも日本の政府として対話等してきたわけではございますけれども、この意見書の内容といたしましては、金正日氏が死亡して金正恩氏で新たな指導者が担当して、これはトップが交代したということは救出の好機ととらえて、対話という形よりも、圧力というのにもいろいろ幅がございますけれども、交渉をすべきじゃないかという強い思いでのことでございます。

○副議長（田口好秋君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで発議第7号の質疑を終わります。

お諮りします。発議第7号は委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、発議第7号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから発議第7号 北朝鮮による日本人拉致被害者の救出を求める意見書について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第7号について採決します。原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。

賛成全員であります。したがって、発議第7号 北朝鮮による日本人拉致被害者の救出を求める意見書については可決されました。

ただいま可決されました発議第7号の意見書につきましては、後日、関係大臣へ送付いたします。

日程第3. 委員長報告を議題といたします。

本定例会で総務企画常任委員会に付託した平成24年請願第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択に関する請願書の審査結果について報告を求めます。大島恒典総務企画常任委員長。

○総務企画常任委員長（大島恒典君）

おはようございます。それでは、請願審査の報告をいたしたいと思います。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第100条の

規定により報告します。

件名、地方財政の充実・強化を求める意見書採択に関する請願。審査の結果、採択。理由といたしましては、現在の経済情勢を考慮すると、今後も地方税の充実強化や地方交付税の機能強化が必要であると認め採択とした。意見書については、本会議に提出予定であります。

○副議長（田口好秋君）

ただいまの報告に対し、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから請願第1号について採決します。この請願書に対する委員長の報告は採択とするものであります。委員長報告のとおり採択することについて賛否の投票を求めます。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。

賛成全員であります。したがって、平成24年請願第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択に関する請願書は採択とすることに決定いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

午前10時56分 休憩

午前10時58分 再開

○副議長（田口好秋君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいま大島恒典総務企画常任委員長から、発議第8号 地方財政の充実・強化を求める意見書が提出されました。これを追加議事日程第1号として日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第8号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1. 発議第8号 地方財政の充実・強化を求める意見書について議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。大島恒典総務企画常任委員長。

○総務企画常任委員長（大島恒典君）

発議第8号

地方財政の充実・強化を求める意見書について

標記のことについて、別紙のとおり地方自治法第109条第7項及び嬉野市議会会議規則第13条第2項の規定により提出する。

平成24年9月28日提出

嬉野市議会副議長 田口 好秋 様

提出者 嬉野市議会総務企画常任委員会
委員長 大島 恒典

理由 地方財政の充実・強化を国に対し求めるため。

地方財政の充実・強化を求める意見書（案）

急速な高齢社会が到来し、国の歳出に占める社会保障関係費の割合は5割を超え、社会保障の機能強化と持続可能性の確保が一層重要となっています。社会保障においては、子育て、医療、介護など、多くのサービスを提供する地方自治体の役割が高まっており、安心できる社会保障制度を確立するためにも、安定した財源の確保が重要です。また、全国の経済状況は依然として停滞しており、地域の雇用確保、社会保障の充実など、地域のセーフティネットとしての地方自治体が果たす役割はますます重要となっています。

とくに、地域経済と雇用対策の活性化が求められるなかで、介護・福祉施策の充実、農林水産業の振興、クリーンエネルギーの開発など、雇用確保と結びつけ、これらの政策分野の充実・強化が求められています。2012年度政府予算では地方交付税について総額17.5兆円を確保しており、2013年度予算においても、2012年度と同規模の地方財政計画・地方交付税が求められます。

このため、2013年度の地方財政予算全体の安定確保にむけて、政府に次のとおり対策を求めます。

記

1. 被災自治体に対する復興費については、国の責任において確保し、自治体の財政が悪化しないよう各種施策を十分に講ずること。また、復旧・復興に要する地方負担分は、通常の予算とは別に計上すること。
2. 医療・介護、子育て支援分野の人材確保など、少子・高齢化に対応した一般行政経費の

充実、農林水産業の再興、環境対策など、今後増大する財政需要を的確に取り入れ、2013年度地方財政計画を策定すること。

3. 地方財源の充実・強化をはかるため、地方交付税の総額確保と小規模自治体に配慮した再分配機能の強化、国税5税の法定率の改善、社会保障分野の単位費用の改善、国の直轄事業負担金の見直しなど、抜本的な対策を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

宛先は、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、内閣府特命担当大臣、経済産業大臣となっております。

以上です。

○副議長（田口好秋君）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。発議第8号は委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、発議第8号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから発議第8号 地方財政の充実・強化を求める意見書について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第8号について採決します。原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。

〔押しボタン式投票〕

投票漏れなしと認めます。投票を締め切ります。

賛成全員であります。したがって、発議第8号 地方財政の充実・強化を求める意見書については可決されました。

ただいま可決されました発議第8号の意見書につきましては、後日、関係大臣等へ送付いたします。

引き続き委員長報告を議題といたします。

本定例会で文教厚生常任委員会に付託した平成24年請願第2号 教育予算の拡充を求める

意見書の採択に関する請願書の審査結果についての報告を求めます。梶原睦也文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（梶原睦也君）

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定しましたので、会議規則第100条の規定により報告をいたします。

事件の番号、平成24年請願第2号。件名、教育予算の拡充を求める意見書の採択に関する請願書。審査の結果は採択であります。理由といたしましては、小学校2年生から中学校3年生までにかかわる学級編制の標準の改定、教育財源の確保及び義務教育費国庫負担制度割合の復元は必要であり、願意妥当と認めるものでございます。

以上でございます。

○副議長（田口好秋君）

ただいまの報告に対して質疑を行います。質疑ありませんか。神近議員。

○13番（神近勝彦君）

今回の請願につきまして、教育予算の拡充ということにつきましては賛同するものでございますが、この拡充を求める意見書のところで、小学校2年生から中学校3年生までの学級編制のことにつきましては、義務標準法改正条文の附則のほうに明記されているというふうにも書いてあるんですが、そういうことであれば、この分までわざわざ採択をされたというところが、理由をお聞きしたいと思います。

○文教厚生常任委員長（梶原睦也君）

この標準法の中に、必要な安定した財源の確保に努めることも明記されているとありますけれども、この明記はされておりますけれども、努めることということで、このことが確実に実行されるように今回の意見書は提出されていると解釈いたしまして、この点については委員会としてはとらえております。

○副議長（田口好秋君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから請願第2号について採決します。この請願書に対する委員長の報告は採択とするものであります。委員長報告のとおり採択することについて賛否の投票を求めます。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。

賛成全員であります。したがって、平成24年請願第2号 教育予算の拡充を求める意見書の採択に関する請願書は採択することに決定いたします。

ここで暫時休憩いたします。

午前11時9分 休憩

午前11時10分 再開

○副議長（田口好秋君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいま梶原睦也文教厚生常任委員長から、発議第9号 教育予算の拡充を求める意見書が提出されました。これらを追加議事日程第2号として日程に追加し、追加日程第2として議題としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第9号を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第2. 発議第9号 教育予算の拡充を求める意見書についてを議題といたします。朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。提出者、梶原睦也文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（梶原睦也君）

教育予算の拡充を求める意見書について。

標記のことについて、別紙のとおり地方自治法第109条第7項及び嬉野市議会会議規則第13条第2項の規定により提出をいたします。

平成24年9月28日提出。嬉野市議会副議長、田口好秋様。

提出者は、嬉野市議会文教厚生常任委員会委員長、梶原睦也でございます。

理由といたしましては、教育環境の整備と教育予算を確保、充実させる必要があるためでございます。

ちょっと訂正をさせていただきます。

この教育予算の拡充を求める意見書の中の真ん中あたり、11行目の「そのしわ寄せが国民の家計を大きく圧迫しており、親の経済力の違い」とありますけど、この「親」を「保護者」と書きかえていただきたいと思います。申しわけございません。

それでは、

教育予算の拡充を求める意見書（案）

2011年度政府予算の成立によって、小学校1年生の35人以下学級を実現するために必要な改正義務標準法が施行されることとなった。今回の義務標準法改正条文の附則には、公立小

学校の2年生から中学校3年生までの学級編制の標準を順次に改定することと、その他の措置を講ずることについて検討を行うことが求められており、それらに必要な安定した財源の確保に努めることも明記されている。

また、子どもたちが全国どこに住んでいても、どのような環境に育っていても、一定水準の教育を受けられるという「教育の機会均等」は、憲法・教育基本法にも謳われた自明の権利である。しかしながら、我が国のGDPに占める教育費公財政支出の割合は、OECD加盟国（28カ国）の中において最下位であり、教育に対する公財政支出が国際的にも低いと言わざるを得ない。そして、そのしわ寄せが国民の家計を大きく圧迫しており、保護者の経済力の違いによる「教育格差」の問題ともなっている。さらに、地方自治体財政においても、義務教育費国庫負担制度の国負担割合が2分の1から3分の1に引き下げられたことで、多くの地方自治体が財政的な圧迫・制約を受け、自治体間格差の広がりが懸念されていることは言うまでもない。

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要であり、未来への先行投資として、子どもや若者の学びを切れ目なく支援し、人材育成・創出から雇用・就業の拡大につなげる必要があることから、下記の事項について強く要望する。

記

- 1 豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成する上で義務教育水準の維持向上を図ることが極めて重要であることに鑑み、小学校の第2学年から第6学年まで及び中学校に係る学級編制の標準を順次改定するとともに、これに必要な安定した財源の確保に努めること。
- 2 教育の機会均等と教育水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度を堅持するとともに、国負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は、内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣。
以上でございます。

○副議長（田口好秋君）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。田中議員。

○11番（田中政司君）

教育予算の拡充を求める意見書として賛成はするわけなんですけど、意見書として出す場合には、記の1で、この条文に関しては先ほどおっしゃられたように義務標準法改正条文の附則に明記をされているわけですよ。そうすると、この記というところで、この条文を確実に実行することというふうな文言で強められたほうがいいのではないかなど。ここではただ

確保に努めることというのは、もう条文に明記をされているわけですから、附則にですね。だから、それを確実に実行することというふうな意見書のほうがよろしいのではないというふうに思います。

○文教厚生常任委員長（梶原睦也君）

私は、先ほどお答えしましたように、確実に努めることという意味合いも含めてここには示しているつもりでございますので、その点は御理解いただきたいと思います。

○副議長（田口好秋君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。発議第9号は委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、発議第9号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから発議第9号 教育予算の拡充を求める意見書について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第9号について採決します。原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。

〔押しボタン式投票〕

投票漏れなしと認めます。投票を締め切ります。

賛成全員であります。したがって、発議第9号 教育予算の拡充を求める意見書については可決をされました。

ただいま可決されました発議第9号の意見書につきましては、後日、関係大臣へ送付いたします。

日程第4．議員派遣についてを議題といたします。

お諮りします。嬉野市議会会議規則第155条の規定により、お手元に配付いたしておりますとおり議員を派遣したいと思います。また、閉会中において議員派遣を行う必要が生じた場合、その日程、場所、目的及び派遣議員等の諸手続について、議長に一任いただきたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議員派遣についてはそのように決定いたしました。

日程第5. 閉会中の付託事件について議題といたします。

このたび、各常任委員会委員長、議会運営委員会委員長からお手元に配付しました別紙付託文書表のとおり、次期定例会までの閉会中もお継続して調査したいとの申し出がっております。

お諮りします。各委員長から申し出のあったとおり、次期定例会までの閉会中の継続調査をすることについて御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることに決定いたしました。

以上で本定例会に提出された案件の質疑、討論、採決など、全ての日程が終了いたしました。

お諮りします。ただいままでに議決されました各議案について、条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

会議を閉じます。

平成24年第3回嬉野市議会定例会を閉会いたします。どうも御苦労さまでございました。

午前11時21分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 太 田 重 喜

副 議 長 田 口 好 秋

署名議員 辻 浩 一

署名議員 山 口 忠 孝

署名議員 田 中 平一郎